

平成23年7月14日

株主各位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
ユニコムグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 二 家 英 彰

端数株式処分代金のお支払いのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成23年3月28日（月）開催の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、平成23年5月10日（火）をもって、全部取得条項の付された当社普通株式（以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を各株主様より取得し、その対価として全部取得条項付普通株式1株に対しA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付したところ、株式会社JFK（以下、「JFK社」といいます。）以外の各株主様に対して割り当てられた当社のA種種類株式は1株未満の端数となりました。

当該端数相当株式につきましては、会社法の定めに従い、裁判所の許可を得たうえで当社が取得する旨、並びにその取得価格につきましては全部取得条項付普通株式1株につき300円を乗じた金額とする旨、すでにご案内しておりましたが、この度、東京地方裁判所より当該取得に必要な許可が得られたことから、各株主様に取得対価をお支払いさせていただきます。

株主の皆様にお支払いさせていただく金額は、全部取得の基準日である平成23年5月9日時点で株主の皆様が保有されていた全部取得条項付普通株式1株につき300円を乗じた金額となります。

なお、端数株式処分代金のお支払いに関して、株主の皆様には課税が生じる可能性がございますが、課税に関するお問合せは所轄の税務署または税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

お支払方法その他の詳細につきましては、各株主様宛に別途ご郵送しております「端数株式処分代金お支払いのご案内」をご参照ください。

ご不明な点およびお問合せ事項につきましては、下記お問合せ先あてにご確認賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

本件に関するお問合せ先

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）